

公立図書館における複写サービスガイドライン

平成24年7月6日

全国公共図書館協議会

このガイドラインは、著作権の存する著作物について、公立図書館（以下「図書館」という。）が複写サービスを実施する際の参考となるよう、標準的基準を示したものである。

1 図書館における複写サービスの基本的性格、位置づけ

図書館における複写サービスは、図書館法の定める図書館奉仕のうち、利用者への資料提供の一環として実施する営利を目的としない事業である。

著作権の存する著作物について、著作権者の許諾を要しないで複写サービスを実施することができる根拠法令は、原則として著作権法第31条第1項第1号であり、図書館は同法の意義と著作権制限規定の趣旨を十分に理解し、複写サービスの充実と適正な運用に努める。

2 複写サービスの一般的基準

(1) 複写サービスの実施主体

司書またはこれに相当する職員（著作権法施行規則第1条の3に定めるもの）を置き、図書館が主体となって、適否を判断し、複写サービスを実施する。

(2) 対象資料

公表された著作物のうち、自館が所蔵する資料とする。ただし、図書館間貸出により借り受けた資料（図書に限る。）については、「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」に基づく取扱いを行う。

(3) 複写の目的

利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供することを目的とする。

(4) 複写の範囲

ア 著作物の一部分

各著作物の半分を超えない範囲とする。ただし、発行後相当期間を経過した新聞、雑誌などの定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部を複写可能な範囲とする。

イ 著作物の単位

著作物の単位は以下の判断基準によることとし、著作物1単位ごとに複写範囲を判断する。

- (ア) 書籍（単行本）は、1 作品をもって、一つの著作物として扱う。
- (イ) 複数の短編、論文等から構成される書籍は、個々の作品・論文をもって、一つの著作物として扱う。
- (ウ) 絵画や写真は 1 作品、1 図版をもって、一つの著作物として扱う。
- (エ) 地図は 1 枚、1 図版をもって、一つの著作物として扱う。
- (オ) 楽譜や歌詞は 1 作品をもって、一つの著作物として扱う。
- (カ) 俳句は 1 句、短歌は 1 首をもって、一つの著作物として扱う。
- (キ) 新聞、雑誌に収録されている 1 記事、1 論文をもって、一つの著作物として扱う。
- (ク) 事典（著作者が明示されている場合）については、1 項目をもって、一つの著作物として扱う。
- (ケ) 新聞、雑誌、事典等、素材の選択や配列に創作性が認められる編集物は、全体を一つの著作物として扱う。

ウ 複製物の写り込み

全体の分量が極めて少ない著作物（楽譜、地図、写真集・画集、雑誌の最新号を除く。）であって、その一部の複写を行うと、同一紙面に複写対象以外の部分が不可避免的に複写されてしまう場合には、「複製物の写り込みに関するガイドライン」に基づき、複写対象以外の部分にマスキングを施すことなく複写することができる。

エ 定期刊行物

(ア) 定義

定期刊行物とは、刊行の時間的間隔に基準をおき、それがほぼ一定している逐次刊行物をいう。

(イ) 発行後相当期間

通常の販売経路において、当該定期刊行物の入手が可能な期間を意味し、原則として次のように取り扱う。

① 週刊、月刊、隔月刊等の場合

次号が発行されるまでの期間

② 3 ヶ月以上の刊行頻度の場合（上記の刊行物で予定通りに発行されない場合を含む。）

当該刊行物の発行後 3 ヶ月までの期間

(5) 複製物の提供部数

一人につき 1 部とする。

(6) 複写サービスの制限

図書館は、著作権法上複写サービスの提供が可能な場合であっても、資料保存等の観点から、自館の基準に従って、複写サービスを制限することができる。

3 その他留意すべき事項

(1) 複写の申込み

図書館は複写申込書等により複写内容を確認する。また、複写申込書の記入、取扱いについては、利用者の個人情報、プライバシーの保護に留意する。

(2) セルフ式自動コピー機（以下「コピー機」という。）による複写サービス

図書館は、コピー機を設置する場合、複写後、作成された複写物が複写申込の内容と合致し、適法であるかどうか確認する。

(3) 利用者への啓発努力

各図書館は、掲示物、その他の方法により、著作権保護の重要性について、利用者への啓発に努める。

(4) 図書館施設内における私的複製（著作権法第 30 条）

図書館は、利用者が私的利用のために持参の携帯用機器などを使用して図書館資料を複製することについて、管理上の観点から制限することができる。

(5) 著作権法第 35 条または第 42 条に基づく複製

図書館は、著作権法 35 条または著作権法 42 条によって複製を行う者が、図書館の所蔵資料を複製することについて、管理上の観点から制限することができる。

(6) 著作権者が許諾を行っている場合の複写サービス

著作権者が、著作権法第 31 条の範囲を超える複写を利用者に対して認めている場合は、このガイドラインとは別個に取り扱うことができる。

(7) 複写サービス対象資料の例外

自館の所蔵資料であっても、資料の収集にあたり複写サービスについて著作権者や寄贈者等との取り決めがある場合は、このガイドラインとは別個に取り扱うことができる。